

国民健康保険事業特別会計予算

歳 入

科 目	本 年 度	前 年 度	増 減 額	増 減 率
	千円	千円	千円	%
1 国民健康保険税	10,267,218	10,341,911	△ 74,693	△ 0.7
2 使用料及び手数料	2	2	0	0.0
3 国庫支出金	8,789,801	7,989,549	800,252	10.0
4 療養給付費等交付金	1,765,795	2,144,799	△ 379,004	△ 17.7
5 前期高齢者交付金	5,520,793	5,069,682	451,111	8.9
6 県支出金	1,694,549	1,546,246	148,303	9.6
7 共同事業交付金	3,802,543	3,676,825	125,718	3.4
8 財産収入	566	1,219	△ 653	△ 53.6
9 繰 入 金	2,043,397	2,028,578	14,819	0.7
10 繰 越 金	2	2	0	0.0
11 諸 収 入	59,699	51,805	7,894	15.2
歳 入 合 計	33,944,365	32,850,618	1,093,747	3.3

歳 出

科 目	本 年 度	前 年 度	増 減 額	増 減 率
	千円	千円	千円	%
1 総 務 費	454,516	519,826	△ 65,310	△ 12.6
2 保険給付費	22,669,006	21,678,006	991,000	4.6
3 後期高齢者支援金等	4,102,579	3,803,800	298,779	7.9
4 前期高齢者納付金等	5,526	1,166	4,360	373.9
5 老人保健拠出金	718,999	918,775	△ 199,776	△ 21.7
6 介護納付金	1,778,790	1,808,984	△ 30,194	△ 1.7
7 共同事業拠出金	3,802,563	3,676,845	125,718	3.4
8 保健事業費	277,626	315,496	△ 37,870	△ 12.0
9 基金積立金	566	1,219	△ 653	△ 53.6
10 公 債 費	500	500	0	0.0
11 諸支出金	33,694	26,001	7,693	29.6
12 予 備 費	100,000	100,000	0	0.0
歳 出 合 計	33,944,365	32,850,618	1,093,747	3.3

1. 加入世帯数・被保険者数 ※ () 内は20年度当初

	加入世帯数	被保険者数
一般	52,000世帯 (46,700世帯)	91,400人 (92,800人)
退職者	2,300世帯 (3,300世帯)	6,100人 (7,400人)
計	54,300世帯 (50,000世帯)	97,500人 (100,200人)

2. 国民健康保険税率 (21年度から市内全域統一)

	医療分	後期高齢支援金分	介護分
所得割	7.4% (7.4%)	1.8% (1.8%)	2.0% (2.0%)
資産割	14.0% (14.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)
均等割	29,000円 (29,000円)	7,400円 (7,400円)	9,400円 (9,400円)
平等割	25,500円 (25,500円)	5,800円 (5,800円)	6,100円 (6,100円)
課税限度額	470,000円 (470,000円)	120,000円 (120,000円)	90,000円 (90,000円)

3. 国民健康保険制度等

・自己負担割合

就学	70歳	74歳	75歳～ (後期高齢者医療制度)
2割	3割	一般 2割 (3割)	一般 1割 (3割)

・70～74歳は1割に凍結1年間延長 ・()内は現役並み所得者

・自己負担限度額 (70歳まで)

上位所得者	150,000円 + [(実際にかかった医療費 - 500,000円) × 1%] (83,400円)
一般	80,100円 + [(実際にかかった医療費 - 267,000円) × 1%] (44,400円)
市民税非課税世帯	35,400円 (24,600円)

・自己負担限度額 (70～74歳) 原則定率1割負担、現役並み所得者については定率3割負担。

	外来限度額 (個人毎)	外来+入院限度額 (世帯毎)
現役並み所得者	44,400円	80,100円 + [(実際にかかった医療費 - 267,000円) × 1%] (44,400円)
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

※ ()内の額は、過去1年間の4回目以降の自己負担基準限度額

・高額医療費・高額介護合算制度 (H20.4施行)

国保と介護の両方に自己負担がある場合、その両方の自己負担額を合算して、一定の限度額を超える自己負担については、高額介護合算療養費として支給する。(初年度16ヶ月間)

	国保+介護保険 (70歳未満を含む)	国保+介護保険 (70歳から74歳)
上位所得者	1,680,000円	890,000円
一般	890,000円	750,000円
低所得者Ⅱ	450,000円	410,000円
低所得者Ⅰ		250,000円

4. 出産育児一時金 (H21.1改正) 35万円 → 原則38万円

5. その他 葬祭費、特定健診、特定保健指導、人間ドック助成など